

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）消費税法により非課税
サービス料金表（1単位 10.88円計算）※処遇改善加算は含まず

1. 契約者の要介護度と サービス利用単位数	要介護度1 636単位	要介護度2 705単位	要介護度3 778単位	要介護度4 848単位	要介護度5 917単位
2. サービス利用に係る 自己負担分	692円	770円	846円	923円	998円
3. サービス利用に係る 自己負担分（2割）	1,384円	1,540円	1,692円	1,846円	1,996円
4. サービス利用に係る 自己負担分（3割）	2,076円	2,310円	2,538円	2,769円	2,994円
5. 食費	食費 1,650円/日				
6. 滞在費	滞在費 915円/日 (従来型個室 1,231円/日)				
ご負担額 (2+5+6) 下段：従来型個室	3,257円 (3,573円)	3,335円 (3,651円)	3,411円 (3,727円)	3,488円 (3,804円)	3,563円 (3,879円)
ご負担額 (3+5+6) 下 段：従来型個室	3,949円 (4,265円)	4,105円 (4,421円)	4,257円 (4,573円)	4,411円 (4,727円)	4,561円 (4,877円)
ご負担額 (4+5+6) 下 段：従来型個室	4,641円 (4,957円)	4,875円 (5,191円)	5,103円 (5,419円)	5,334円 (5,650円)	5,559円 (5,875円)

*お食事代の内訳は、朝食360円・昼食730円・夕食560円となります。

*上記単位数は機能訓練加算12単位、サービス提供体制強化加算6単位、夜勤職員配置加算(III)15単位、

生産性向上推進体制加算II10単位を含みます。

*「介護職員処遇改善加算」として上記金額に14%別途加算されます。

*「教養娯楽費」として40円/日が追加されます。

*個人に応じて緊急短期入所受入加算90単位/日、個別機能訓練加算I56単位/日、生活機能向上連携加算I100単位/月(3か月に1度)、医療連携強化加算58単位/日、主治医との連携の上、看取り連携体制加算64単位/日(死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度)が追加される場合がございます。

食費、居住費について介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担減額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とします。